

# いつまでも住み続けたい磐田市を目指して 地域で見守り、支え合おう

☎福祉課 (i プラザ 3 階) 高齢福祉グループ ☎ 0538-37-4831 FAX 0538-37-6495  
障害福祉グループ ☎ 0538-37-4919 FAX 0538-36-1635

## 見守りネットワーク事業の 取り組み

市では、高齢者や障がい者などが住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、地域における支え合い体制づくりを進めるため、福祉団体や市民団体、民間事業所、行政機関などで構成される「磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議」を設置しています。

現在構成団体は43団体となっています。各団体は日常生活や業務の中で高齢者や障がい者などの異変に気が付いたときに、地域包括支援センターなどの関係機関に通報する「見守りネットワーク事業」に一体となって取り組んでいます。

## 地域で見守り支え合おう

「磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議」では見守りネットワーク事業の成果を報告するとともに、認知症高齢者の見守りや消費者被害の防止、振り込め詐欺の防止、障害者差別解消法などへの理解と協力を求めています。

参加者からは「ためらわない通報の重要性を感じた」「お互いの顔が見える関係となり、連携を進めていきたい」「参加事業所を増やし高齢者などを見守る必

要がある」などの意見がありました。

## ▼見守り通報の状況

平成22年11月から始まった見守り通報の累計は、今年9月末現在で118件です。通報がきっかけでその後の見守り・支援につながっています。皆さんも少しでも異変に気が付いたときは、ためらわずに地域包括支援センターなどへ通報をお願いします。

## 通報者

新聞配達員	64件
近隣住民	10件
金融機関	6件
シルバー自治会	2件
配食業者	6件
介護事業所	13件
郵便局	3件
電力会社	1件
不動産会社	2件
コンビニ	1件
その他	1件
その他	9件

## 通報内容

- ・新聞が溜まっている／67件
- ・体調が悪そうで心配／11件
- ・身なりや身体状態から心配／5件
- ・行動が不自然で心配／8件
- ・不在が続く、連絡がとれない…など／27件

## 安否確認の結果

- ▶無事が確認できたもの 75件
- 新聞を取り忘れる、入院、旅行、外泊など 43件
- ▶対応が必要だったもの 43件
- ・救急搬送／16件
- ・死亡していた／10件
- ・その後の見守り・支援につながる／11件
- ・体調不良のため受診などの対応をした／4件
- ・食糧および水分補給／1件
- ・虐待対応／1件

## 見守り通報の連絡先

◎高齢者に関すること (担当地区)

地域包括支援センター			
福田	福田中学校区 ☎0538-58-3242	中部	磐田第一中・神明中学校区 ☎0538-37-1060
竜洋	竜洋中学校区 ☎0538-66-9221	北部	向陽・城山中学校区 ☎0538-36-4865
南部	南部中学校区 ☎0538-36-8900	豊岡	豊岡中学校区 ☎0539-63-0500
豊田	豊田中・豊田南中学校区 ☎0538-36-1300		

◎障がい者に関すること (市内全域)

磐田市障害者 相談支援センター	知的障がい・身体障がい ☎0538-86-3133
	精神障がい ☎0538-84-6661
磐田市障害者 虐待防止センター	☎0538-36-3171



見守りネットワーク事業参加事業所の目印▶

## ストップ！高齢者虐待！ 高齢者の尊厳を守ろう！

高齢者虐待は高齢者の尊厳を侵す深刻な問題ですが、特定の人や家族で起こるものではなく、身近な問題です。

## ▼磐田市の高齢者虐待の状況

本年度(9月末現在)、市内では10件の虐待事例がありました。内訳は身体的虐待が9件、心理的虐待が2件、経済的虐待が1件です(1つの事例で虐待内容が重複する場合があります)。

## ▼こんなことが虐待です

身体的虐待／暴力や身体拘束  
介護放棄／十分な介護や医療を受けさせない  
心理的虐待／怒鳴る、ののし

る、無視する  
経済的虐待／年金や預金を本人に無断で使う

## 性的虐待 / 性的な嫌がらせ

高齢者の虐待に気付いたら  
高齢者の中には虐待を受けていても、我慢して他人に話さない方もいます。気が付いたことがありましたら、地域の民生委員や地域包括支援センターへ相談してください。虐待かなど

思った際は、福祉課高齢福祉グループまたは各支所市民生活課支援センター、磐田警察署(☎0538-37-0110)へご連絡ください。

※通報者のプライバシーは守られます

# 12月10日は「人権デー」

～人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会を目指して～

☎福祉課生活支援グループ<sup>あい</sup> (iプラザ3階) ☎ 0538-37-4814 FAX 0538-36-1635

## 人権とは

私たちは、かけがえのない一人の人間として、誰もが人間らしく生き、幸せに暮らす権利「人権」を持っています。人権はお互いに認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかしながら、偏見や差別、暴力などによって、現実には人権が侵害され、さまざまな人権問題が起こっています。こうした問題が解消され、誰もが幸せに暮らせる社会を実現していくためには、一人一人が人権尊重の理念について正しく理解していただく必要があります。

## 人権啓発活動を行っています

### ▼人権教育講演会

市では人権意識の普及や高揚を目的として、人権教育講演会を開催しています。本年度は「笑顔と元気」をテーマに、磐田市出身の落語家や講師の皆さんが出演しました。落語や講談と



▲人権教育講演会で人権について話す、講師 神田鯉風さん

## さまざまな人権問題

～人権は身近なところに存在しています～

- 女性の人権
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 障がい者の人権
- 同和問題
- 外国人の人権

インターネットによる人権侵害  
プライバシーの侵害 感染症患者などの人権  
犯罪被害者などの人権 性的少数者の人権  
など

ともに、人と人とのつながりの大切さなどを話し、多くの方が楽しく人権に親しみました。

### ▼人権教室・人権身の上相談

磐田市では19人の人権擁護委員が活躍しています。希望があれば、学校や交流センターへ出向き「人権教室」を開催します。

この他にも、人権擁護委員は「人権身の上相談」（原則毎月第1・3木曜 午前9時～正午 詳しくは20ページ「相談窓口」をご覧ください）や、街頭啓発活動を実施するなど人権の擁護・啓発に尽力しています。

## 12月10日は「人権デー」です

国際連合は世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めています。日本では12月4日～10日を「人権週間」と定め、人権尊重思想の啓発活動を行っています。

本年度は「みんなで築こう人権の世紀」を考えよう相手の気持ち「未来へつなげよう違いを認め合う心」を重点目標として、違いを認め合う心の大切さや人権尊重思想の普及や高揚を目指しています。誰もが人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会を

## ★誰もがいろいろな願いを持っています★



楽しい学校生活を送りたい

★健康で楽しく明るい生活を送りたい



★自分の能力を生かせる仕事がしたい

## 誰もが暮らしやすいまちを目指しましょう

### 人権書道・ポスター・コンテスト作品展示会 人権の花運動パネル展示会

▼とき／12月16日(土)～26日(火)  
火／金曜日 午前9時～午後6時  
土・日曜日 午前9時～午後5時  
※月曜日は休館  
▼ところ／中央図書館

実現するためには、自分だけではなく、相手を思いやり、権利や自由を尊重することが大切です。「人権」は私たちの生活に密接に結びついている身近なものです。人権週間を機会に、人権への意識を見つめ直してみませんか。

# 平成31年度末の開業に向けて 新駅設置の取り組み



▲工事が進む新駅（鎌田市内）

## 佳境を迎えた新駅の工事

昨年6月に起工式を行った、JR東海道本線袋井・磐田間の新駅などの工事が佳境を迎えています。東海道新幹線や東海道本線の運行に支障が生じないよう細心の注意を払って、新駅駅舎・新駅の南北を結ぶ自由通路の基礎工事や周辺の造成などを主に進めてきました。

今後は、大型クレーンの使用や多くの作業員を動員しての作業が行われます。近隣の皆さんや周辺を通行する方々には、ご迷惑をお掛けします。ご理解くださいますようお願いいたします。

問 都市整備課（西庁舎1階）

☎ 0538-374830  
FAX 0538-378690

## 関連する取り組み

▼ワークシヨップが始まりました

「住み」「働き」「学び」「交流する」まちが誰にとつても「わくわくする」印象となるよう、地域・企業・土地区画整理組合などの代表によるワークシヨップが始まりました。ワークシヨップでは、周辺道路の街路灯のデザインなどを考えています。新駅を核としたまちづくりが着実に進んでいます。

## 土地区画整理事業の状況

新貝・鎌田第一土地区画整理事業では、新駅工事の進捗に合わせ、周辺の工事を進めています。新貝土地区画整理事業では、新駅周辺の土地利用が進められています。また鎌田第一土地区画整理事業では、保留地の販売が始まりました。



▲新駅完成予定図



▲ワークシヨップの様子

# クリーニング・オフ

を知っていますか

## クリーニング・オフとは

消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などのリスクが高い取引で契約したりした場合に、契約書を受け取ってから一定期間内であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

## クリーニング・オフができる取引と期間

- ▼訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスなど含む） 8日間
- ▼電話勧誘販売 8日間
- ▼特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど） 8日間
- ▼連鎖販売取引（マルチ商法） 20日間
- ▼業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法など） 20日間
- ▼訪問購入（業者が自宅などを訪ね、商品の買い取りを行うもの） 8日間
- ※店頭販売や通信販売は対象ではありません
- ※保険契約などもクリーニング・オフの対象となります

問 市民相談センター（本庁舎1階）

☎ 0538-374746  
FAX 0538-392262

## クリーニング・オフの手続き方法

- ▼必ず書面です。はがきでできます。
- ▼クリーニング・オフができる期間内に通知します。期間が過ぎてもできる場合もあります。
- ▼クレジット契約をしている場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。
- ▼特定記録郵便または簡易書留で送付し、はがきの両面コピーや送付の記録は保管してください。

クリーニング・オフ通知はがきの記載例  
(販売会社あて)

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	平成 年 月 日
商品名	○○○○○○
契約金額	○○○○○○円
販売会社	×××××× □□支店
	担当者 △△△
支払った代金	○○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。
平成 年 月 日	
	静岡県磐田市○○町○番地○
	氏名 ○○○○

※クレジットでの支払はクレジット会社名も記載

通知の書き方や手続き方法が分からないときは、磐田市消費生活センター（市民相談センター内）☎0538-372113へ相談してください。



## 磐田市チーム登録選手紹介

ユニホームは赤色。胸には白字で「いわた」  
ゼッケンナンバーは「23」



竹村俊輔さん  
中部小6年  
(中泉)



鈴木海登さん  
青城小5年  
(立野)



蜂須賀来奈さん  
富士見小6年  
(岩井)



伊藤姫来さん  
福田小6年  
(福田)



鈴木創太さん  
日体中3年  
(豊田)



石井初樹さん  
城山中3年  
(見付)



鈴木優花さん  
竜洋中2年  
(竜洋神原)



袴田菜緒さん  
竜洋中3年  
(掛塚)



上杉綾さん  
日体高校3年  
(富士見町)



鈴木創士さん  
日体高校2年  
(福田)



鈴木翔也さん  
日体高校3年  
(豊岡)



田中ひかるさん  
常葉菊川高校3年  
(前野)



渡邊香澄さん  
常葉菊川高校2年  
(三ヶ野台)



鈴木麗鈴さん  
常葉菊川高校3年  
(気子島)



古田尚太郎さん  
国士館大3年  
(掛塚)



杉浦直さん  
磐田市体育協会  
(水堀)



中村真悠子さん  
榎セレスポ  
(大原)



鈴木映里奈さん  
静岡産業大1年  
(豊岡)



染葉司さん  
ヤマハ発動機株  
(豊浜)



柴田貴行さん  
スズキ株二輪  
(福田中島)

午前10時、静岡県庁前をスタート！  
第18回静岡岡崎市町対抗駅伝競争大会  
昨年は5位、10年連続入賞と大健闘の磐田市チーム。今年も年代の異なる12人のランナーが襷をつなぎます。選手・コーチの努力とチームワークでさらに上位を目指します。  
また一昨年に続き、磐田市が選手宣誓を行います。ぜひ開会式にもご注目ください。



平野恭利コーチ



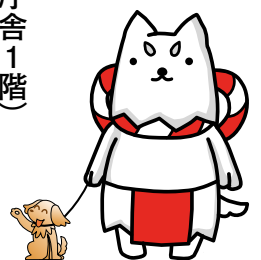
松本寿夫監督

今年もこの駅伝を経験した選手が、さらに力を付けて戻って来てくれました。「1秒でも早く」の気持ちで襷をつなぎます。昨年より1位以上、1分以上アップを目標に頑張りますので応援よろしくお願ひします。

問 スポーツ振興課(本庁舎2階)  
0538-3737-4832  
0538-3737-5034

# 磐田市の代表をみんなで応援しよう！ 12月2日(土)「市町対抗駅伝」

# ペットにも日頃から 防災対策を



問 環境課(西庁舎1階)  
0538-3737-2702  
0538-3737-5565

### 大切なペットを守る防災対策

災害時、大切なペットを守ることが出来るのは飼い主の皆さんだけです。日頃から準備しておくことが、いざというときの安心につながります。

### ▼身元が分かるものを着けて

日頃から、犬であれば鑑札や注射済票、猫などその他の動物も名札など身元の分かるものを着けてあげましょう。災害でパニックになったペットが逃げ出してしまったり、避難途中ではぐれたりした場合などに探す手掛りとなります。

### ▼ペットのための備蓄を

- 水とフード(5日分以上)
- 首輪とリード(室内犬でも)
- ケージやキャリーケースなど
- トイレ用品(ゴミ袋や紙など)
- タオル
- 飼い主と一緒に写真
- 常備薬
- 愛犬手帳

### ▼災害に備えたしつけを

災害時に避難所などでのトラブル回避のためには、基本的なしつけが大切です。  
「待て」「おいで」など飼い主の指示

### 地域みんなで考える より良い避難所運営

ペットを連れての避難者は必ず一定数あるものと考え、平時から対応を話し合っておくことが大切です。昨年度、市では避難所ごとに、ペットのためのスペースをどこにするのかを決めていただいています。ペットを家族のように思い、大切に飼っている方がいる一方で、動物アレルギーであったり、動物が苦手であったりと、動物と触れ合えない方もいます。双方の視点を持って、より良い避難所運営の在り方を考えていただけたらと思います。

環境課では、県が作成した「避難所のペット飼育管理ガイドライン」の冊子をご用意しています。数に限りがありますが、避難所運営に関わる方で興味のある方は環境課までお問い合わせください。